

改正

平成18年3月31日条例第21号

平成19年3月30日条例第15号

平成20年12月17日条例第51号

平成24年3月30日条例第16号

平成25年3月28日条例第13号

平成26年12月25日条例第55号

平成28年12月26日条例第44号

令和3年3月31日条例第11号

奈良市放課後児童健全育成事業施設条例

(設置)

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する事業を実施するため、本市に放課後児童健全育成事業施設（以下「バンビーホーム」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 バンビーホームの名称及び位置は、別表のとおりとする。

(入所資格等)

第3条 バンビーホームに入所できる児童は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有すること。
- (2) 保護者の労働等により昼間常時その監護に欠けること。
- (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校（特別支援学校の小学部を含む。）又はこれに準ずる学校に在籍していること。

2 バンビーホームの延長保育（以下「延長保育」という。）を利用できる児童は、前項各号に掲げる要件を満たすほか、保護者の労働等により、延長保育の実施時間においてその監護に欠ける者とする。

(入所承認等)

第4条 バンビーホームに入所し、又は入所しているバンビーホームを転所しようとする児童の保護者は、市長の承認を受けなければならない。延長保育を利用しようとするときも、また同様とする。

2 市長は、前条の規定に該当する児童の保護者に対して、バンビーホームへの入所若しくは転所又は延長保育の利用を承認するものとする。ただし、バンビーホームの状況に応じて承認しないことができる。

(入所承認等の取消し)

第5条 市長は、バンビーホームに入所している児童の保護者がこの条例に違反したとき、又はバンビーホームの管理上支障があるときは、前条の承認を取り消すことができる。

(児童育成料)

第6条 バンビーホームに入所した児童の保護者は、児童育成料を納付しなければならない。

2 児童育成料の額は、児童1人につき、次の各号に掲げる利用の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 通常保育(延長保育以外の保育をいう。) 月額5,000円(同一世帯から2人以上の児童がバンビーホームに入所している場合の2人目の児童に係る額は月額2,500円、3人目以降の児童に係る額は無料)

(2) 延長保育 月額2,000円(同一世帯から2人以上の児童が延長保育を利用している場合の2人目の児童に係る額は月額1,000円、3人目以降の児童に係る額は無料)

(児童育成料の減免)

第7条 市長は、特別の理由があると認めるときは、児童育成料を減免することができる。

(児童育成料の不還付)

第8条 既納の児童育成料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第9条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現にバンビーホームに入所している児童の保護者は、第4条の承認を受けた者とみなす。

附 則(平成18年3月31日条例第21号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年 3 月30日条例第15号）

この条例は、平成19年 4 月 6 日から施行する。ただし、第 1 条の改正規定は公布の日から、第 3 条の改正規定は平成19年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成20年12月17日条例第51号）

この条例は、平成21年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条及び第 5 条の改正規定は、同年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成24年 3 月30日条例第16号）

この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成25年 3 月28日条例第13号）

この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。（平成25年 4 月24日教育委員会規則第10号で、柳生バンビーホーム及び月ヶ瀬バンビーホームに係る部分については、同25年 5 月 1 日から施行、平成25年 6 月 1 日教育委員会規則第11号で、田原バンビーホーム及び興東バンビーホームに係る部分については、同25年 6 月 1 日から施行）

附 則（平成26年12月25日条例第55号）

この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成28年12月26日条例第44号）

この条例は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月31日条例第11号）

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 2 条関係）

名称	位置
飛鳥バンビーホーム	奈良市紀寺町785番地 飛鳥小学校内
済美バンビーホーム	奈良市西木辻町 5 番地の 2 済美小学校内
佐保バンビーホーム	奈良市法蓮町280番地の 1 佐保小学校内
鼓阪バンビーホーム	奈良市雑司町97番地 鼓阪小学校内
大宮バンビーホーム	奈良市大宮町四丁目223番地の 1 大宮小学校内
東市バンビーホーム	奈良市古市町268番地 東市小学校内
鶴舞バンビーホーム	奈良市鶴舞東町 2 番 1 号 鶴舞小学校内
伏見バンビーホーム	奈良市菅原町370番地 伏見小学校内

都跡バンビーホーム	奈良市四条大路五丁目6番1号 都跡小学校内
平城バンビーホーム	奈良市秋篠町1,394番地 平城小学校内
富雄北バンビーホーム	奈良市富雄北一丁目13番6号 富雄北小学校内
鳥見バンビーホーム	奈良市鳥見町三丁目11番地の2 鳥見小学校内
辰市バンビーホーム	奈良市西九条町一丁目7番地の1 辰市小学校内
六条バンビーホーム	奈良市六条二丁目14番1号 六条小学校内
右京バンビーホーム	奈良市右京四丁目11番地の1 右京小学校内
登美ヶ丘バンビーホーム	奈良市西登美ヶ丘四丁目21番1号 登美ヶ丘小学校内
大安寺バンビーホーム	奈良市大安寺二丁目15番1号 大安寺小学校内
西大寺北バンビーホーム	奈良市西大寺赤田町一丁目6番1号 西大寺北小学校内
明治バンビーホーム	奈良市北永井町414番地 明治小学校内
青和バンビーホーム	奈良市百楽園四丁目1番1号 青和小学校内
神功バンビーホーム	奈良市神功二丁目1番地 平城西中学校内・奈良市神功二丁目2番地 神功小学校内
大安寺西バンビーホーム	奈良市大安寺西一丁目342番地 大安寺西小学校内
朱雀バンビーホーム	奈良市朱雀六丁目10番地の1 朱雀小学校内
三碓バンビーホーム	奈良市西千代ヶ丘一丁目20番9号 三碓小学校内
済美南バンビーホーム	奈良市南京終町676番地 済美南小学校内
あやめ池バンビーホーム	奈良市あやめ池南九丁目939番地の39 あやめ池小学校内
伏見南バンビーホーム	奈良市宝来五丁目2番1号 伏見南小学校内
平城西バンビーホーム	奈良市東登美ヶ丘三丁目1,093番地の1 平城西小学校内
鼓阪北バンビーホーム	奈良市青山九丁目3番地の1 鼓阪北小学校内
佐保台バンビーホーム	奈良市佐保台三丁目902番地の341 佐保台小学校内
富雄第三バンビーホーム	奈良市帝塚山南二丁目11番1号 富雄第三小学校内
二名バンビーホーム	奈良市二名一丁目3,716番地の1 二名小学校内
佐保川バンビーホーム	奈良市法蓮町229番地の1 佐保川小学校内
椿井バンビーホーム	奈良市椿井町25番地 椿井小学校内
左京バンビーホーム	奈良市左京三丁目1番地の1 左京小学校内
富雄南バンビーホーム	奈良市中町4,185番地 富雄南小学校内

東登美ヶ丘バンビーホーム	奈良市東登美ヶ丘四丁目21番33号 東登美ヶ丘小学校内
帯解バンビーホーム	奈良市柴屋町28番地の4
都祁バンビーホーム	奈良市都祁白石町974番地 都祁小学校内
田原バンビーホーム	奈良市横田町199番地の1 田原小学校内
柳生バンビーホーム	奈良市柳生下町138番地 柳生小学校内
興東バンビーホーム	奈良市須川町1,424番地 興東小学校内
月ヶ瀬バンビーホーム	奈良市月ヶ瀬尾山2,350番地の1 月ヶ瀬小学校内